

福島医発第 3407 号 (地)
令和 4 年 3 月 7 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則
の一部を改正する省令の公布等について

今般、標記について、厚生労働省より各都道府県知事等宛てに通知が発出され、本会に対しても日本医師会を通じて、別紙のとおり連絡がありました。

予防接種法施行令については、新型コロナワクチンの接種を受ける努力義務について、妊娠中の者は対象とし、12歳未満の者は対象としないこととされております。

また、予防接種実施規則については、コミナティ筋注 5～11歳用の初回接種（1・2回目接種）の実施方法として、「生理食塩液1.3mLで希釈し、18日以上の間隔をおいて、0.2mLを 2 回筋肉内に注射する方法」が追加されております。

なお、接種間隔については、同実施規則においては、許容されうる最短間隔として18日が規定されていますが、「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領」（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」別添）令和 4 年 3 月 1 日付福島医発第3336号（地）においては、原則20日の間隔をおいて 2 回接種することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、関連通知「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について」も併せてご連絡いたします。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ572F)
令和4年2月24日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則
の一部を改正する省令の公布等について

今般、コミナティ筋注5～11歳用が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種として、予防接種法上に位置づけられたこと等、本年2月10日に開催された「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」の審議結果を踏まえ、厚生労働省より各都道府県知事等宛て標記の通知2件がなされ、本会に対しても情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

本改正により、予防接種法施行令においては、新型コロナワクチンの接種を受ける努力義務について、妊娠中の者は対象とし、12歳未満の者は対象としないこととされております。

また、予防接種実施規則では、コミナティ筋注5～11歳用の初回接種（1・2回目接種）の実施方法として、「生理食塩液 1.3mL で希釈し、18日以上の間隔をおいて、0.2mL を2回筋肉内に注射する方法」が追加されております。

なお、接種間隔については、同実施規則では許容されうる最短間隔として18日が規定されていますが、「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領」（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」別添）（[令和4年2月22日（健Ⅱ568F）](#)参照）において、原則3週間としています。

関連通知「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について」も併せて、ご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

（参考）

第30回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 資料（令和4年2月10日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000192554_00019.html

健 発 0221 第 2 号
令和 4 年 2 月 21 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則の一部を改正
する省令の公布について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 45 号）及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 23 号）が本日、公布・施行されました。

別添写しのとおり、各地方公共団体に周知いたしましたので、お知らせいたします。



健発 0221 第 1 号
令和 4 年 2 月 21 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 45 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正政令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- ・ 妊娠中の者について、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける努力義務の対象とすること。
- ・ 12 歳未満の者について、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける努力義務の対象としないこと。

第二 施行期日

公布の日（令和 4 年 2 月 21 日）

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年二月二十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第四十五号

予防接種法施行令の一部を改正する政令
内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の 一 部を次のように改正する。
附則第六項中「妊娠中」を「十二歳未満」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 後藤 茂之
内閣総理大臣 岸田 文雄



健 発 0221 第 3 号
令 和 4 年 2 月 21 日

各

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第23号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- 初回接種の実施方法として、以下の方法を追加する。
 - ・ 1.3 ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS—CoV—2）（令和4年1月21日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の承認を受けたものに限る。）を18日以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.2 ミリリットルとする方法

第二 施行期日

公布の日（令和4年2月21日）

2 (略)	等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものに限る。)を十八日以上の間隔において二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二ミリリットルとする方法
2 (略)	

附則
この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二十三号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月二十一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

予防接種実施規則の一部を改正する省令

予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種） 第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項及び次条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一 〆三（略） 四 一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器	附則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種） 第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項及び次条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一 〆三（略） （新設）

事 務 連 絡
令和4年2月21日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を改正し、令和4年2月21日から適用することについて、各都道府県知事を通じ各市町村長(特別区長を含む。)に対して通知しました。

貴会及び地域医師会におかれましても、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、引き続き格段のご協力をお願いいたします。

厚生労働省発健0221第6号
令和4年2月21日

各 都道府県知事 殿

厚生労働大臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正し、令和4年2月21日から適用することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

厚生労働省発健0221第5号
令和4年2月21日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、使用するワクチンにコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条の承認を受けたものに限る。)を加え、その対象者を5歳以上11歳以下の者とする事について妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を別紙のとおり改正し、令和4年2月21日から適用する。

(別紙)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
(令和３年２月１６日厚生労働省発健０２１６第１号 厚生労働大臣通知)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
厚生労働省発健０２１６第１号 令和３年２月１６日	厚生労働省発健０２１６第１号 令和３年２月１６日
一部改正 厚生労働省発健０５２１第２号 令和３年５月２１日	一部改正 厚生労働省発健０５２１第２号 令和３年５月２１日
一部改正 厚生労働省発健０５３１第３号 令和３年５月３１日	一部改正 厚生労働省発健０５３１第３号 令和３年５月３１日
一部改正 厚生労働省発健０８０２第２号 令和３年８月２日	一部改正 厚生労働省発健０８０２第２号 令和３年８月２日
一部改正 厚生労働省発健１１１６第５号 令和３年１１月１６日	一部改正 厚生労働省発健１１１６第５号 令和３年１１月１６日
一部改正 厚生労働省発健１２１７第１号 令和３年１２月１７日	一部改正 厚生労働省発健１２１７第１号 令和３年１２月１７日
<u>一部改正 厚生労働省発健０２２１第５号</u> <u>令和４年２月２１日</u>	
各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長	各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長
厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略)	厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略)
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。 記 1 対象者 貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する <u>5 歳以上</u> の者。 2 期間 令和 3 年 2 月 17 日から令和 4 年 9 月 30 日まで 3 使用するワクチン (1) コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2） (2) （令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。） (2) コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2） (2) （令和 3 年 5 月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。） (3) コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（令和 3 年 5 月 21 日にアストラゼネカ株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。） <u>(4) コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）</u> ただし、<u>(1) 及び (2) については、上記 1 のうち 5 歳以上 12 歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。</u> (3) については、上記 1 のうち <u>5 歳以上 18 歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこととし、また、必要がある場合を除き、18 歳以上 40 歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。</u> <u>(4) については、上記 1 のうち、1 回目の接種時において 12 歳以上の者に対して行う接種においては使用しないこと。</u> 追加接種を行う場合においては、(1) 及び (2) に掲げるワクチン	予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。 記 1 対象者 貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する <u>12 歳以上</u> の者。 2 期間 令和 3 年 2 月 17 日から令和 4 年 9 月 30 日まで 3 使用するワクチン (1) コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2） (2) （令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。） (2) コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2） (2) （令和 3 年 5 月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。） (3) コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（令和 3 年 5 月 21 日にアストラゼネカ株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。） ただし、(3) については、上記 1 のうち <u>12 歳以上 18 歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこととし、また、必要がある場合を除き、18 歳以上 40 歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。</u> 追加接種を行う場合においては、(1) 及び (2) に掲げるワクチンを使用することとし、この場合において、当該ワクチンは上記 1 のうち <u>12 歳以上 18 歳未満の者に対して行う接種には使用しないこと。</u>
---	---

〈改正後〉

〈現 行〉

を使用することとし、この場合において、当該ワクチンは上記 1 のうち
5 歳以上 18 歳未満の者に対して行う接種には使用しないこと。

(改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号
令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号
令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号
令和4年2月21日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する5歳以上の者。

2 期間

令和3年2月17日から令和4年9月30日まで

3 使用するワクチン

(1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファ

イザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）

(2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)（令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）

(3) コロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)（令和3年5月 21 日にアストラゼネカ株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）

(4) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)（令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）

ただし、(1)及び(2)については、上記1のうち5歳以上 12 歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。(3)については、上記1のうち5歳以上 18 歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこととし、また、必要がある場合を除き、18 歳以上 40 歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。(4)については、上記1のうち、1 回目の接種時において 12 歳以上の者に対して行う接種においては使用しないこと。

追加接種を行う場合においては、(1)及び(2)に掲げるワクチンを使用することとし、この場合において、当該ワクチンは上記1のうち5歳以上 18 歳未満の者に対して行う接種には使用しないこと。

以上